

一般廃棄物処理業 (収集、運搬業) 許可証

住 所 東伯郡琴浦町大字八幡174番地1

法人名 株式会社 赤碕清掃

氏 名 代表取締役 岡崎 博紀

(代表者)

令和4年7月5日付けで申請のあった一般廃棄物の収集・運搬業について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) 第7条第1項及び三朝町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例 (平成8年三朝町条例第10号) 第24条の規定により、次の条件を付して許可する。

令和4年7月5日

三朝町長 松浦 弘幸



記

- 1 事業の種類 一般廃棄物の収集及び運搬
- 2 事業の区域 三朝町全域
- 3 取り扱う一般廃棄物の種類 一般廃棄物 (ごみ)
- 4 許可の期間 令和4年8月1日から令和6年7月31日まで
- 5 許可の条件
  - ① 収集した廃棄物は、鳥取中部ふるさと広域連合立ほうきリサイクルセンター及び株式会社鳥取再資源化研究所又は一般廃棄物処分許可業者に搬入すること。
  - ② 申請書に記載された以外のごみ及び市町村間の混載はしないこと。
  - ③ 関係法令を遵守すること。
  - ④ 収集運搬 (搬入) 実績報告書を翌月10日までに提出すること。
  - ⑤ 許可業者として適正を欠く行為があった場合は、許可を取り消す。
  - ⑥ その他町長が必要と認める条件を遵守すること。